

福岡県公報

平成十七年四月十八日
第二千三百七十七号
増刊
①

目次

公安委員会

○福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

(警察本部交通企画課) …………… 一

公安委員会

福岡県公安委員会規則第九号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月十八日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則(昭和二十九年福岡県公安委員会規則第十六号)の一部を

次のように改正する。

別表中

立入証、少年指導委員証、受験票、合格証及び身分証明書に使用するもの

を

駐車監視員資格者証、立入証、少年指導委員証、受験票、合格証及び身分証明書に使用するもの

に、

運転免許申請書、仮運転免許証、試験の一部免除通知書、運転免許試験成績証明書、国外運転免許証、取消処分者講習終了証書、地域交通安全活動推進委員証、受験票及び合格証の写真の契印として使用するもの

を

駐車監視員資格者証、運転免許申請書、仮運転免許証、試験の一部免除通知書、運転免許試験成績証明書、国外運転免許証、取消処分者講習終了証書、地域交通安全活動推進委員証、受験票及び合格証の写真の契印として使用するもの

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)